

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に當たるときは、翌日)

平成四年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

臨時教育委員会の招集(総務課)

◇ 教委告示 ◇ 雜報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

鳥取県告示第八百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による河原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したもので、告示する。

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成四年四月十日現在の地番による。)
大字河原字破砂	大字河原字破砂の全域
大字河原字下飯田一四二、一四三及びこれらと一体をなす	

名 称	代表者の 氏名	主たる事務所又は事業 所の所在地	取消しの年月日
有限会社湖東石 油店	溝口 滉	鳥取市湖山町北二丁目 一四〇	平成四年十月一日

平成4年10月23日 金曜日

田
大字河原字下飯田

国有地の一部並びに一四四、一四六、一五六の一、一五七の一と一体をなす国有地の一部
 大字河原字下飯田のうち一四二、一四三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四四、一四六、一五六の一、一五七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る河原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成4年10月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成4年10月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成4年10月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十五号

一 開発許可の年月日及び番号
 平成四年八月十日 鳥取県指令受烏土維第二百八十九号
 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鳥取市浜坂四丁目
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市青葉町三丁目一〇三
 株式会社不動企業
 代表取締役 田中宣一

3 平成4年10月23日 金曜日

教育委員会公示

鳥取県教育委員会公示第十七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年十月二十一日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中達篤

律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、
平成4年11月6日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年10月23日

○法第6条第2項の届出に係るもの

(1) 届出者の名称及び住所

東宝企業株式会社

倉吉市大正町二丁目90

(2) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンター ビッグライフトーホー

倉吉市米田町855-1

(3) 現在の店舗面積

797m²

(4) 増加しようとする店舗面積

702m²

(5) 店舗面積を増加する日

平成5年3月7日

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法